

浅间竖川小学校

PTA会則

《令和5年度改訂版》

浅間竖川小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は浅間竖川小学校PTAと称し、その事務所を江東区亀戸九丁目22-4
江東区立浅間竖川小学校内に置く。
- 第2条 本会は児童の保護者、教職員で組織する。
- 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であり中正にして適切な活動をはかることを運営の基本方針とする。
- 第4条 本会は保護者と学校が協力して家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第2章 事業

- 第5条 本会の目的を達成する為に運営企画会議(以下、「けやき会議」)を設置し、そこでの話し合いをもとに以下の事業を行う。
1. 児童の校外における生活指導ならびに交通安全の確保に努め、教育的環境の向上をはかる事業。
 2. 会員意識の昂揚ならびに本会の趣旨および活動の周知と理解を深めるための広報活動。
 3. 学校施設等を利用した、在校児童を対象とした各種イベント。
 4. その他けやき会議で必要と認められた事業。
- 第6条 けやき会議のメンバーを「けやきスタッフ」と称する。
- 第7条 事業を運営するために人員が必要な場合は、PTA 会員全員を対象にボランティアを募る等の方法を取る。

第3章 会計

第8条 本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第9条 会費はPTA会費として児童1名および教職員1名につき月額300円を納める。

児童の転入があった場合、転入月の翌月より会費が発生する。

児童の転出があった場合、転出月の会費は払い戻さない。

教職員の休業が発生した場合、該当職員の休業中は会費が発生しない

第10条 本会の会計年度終了から翌年度定期総会までを整理期間とし、収支の整理をする事ができる。

なお、領収書等の証憑書類については電子保存も可とし、会計資料は会計年度にて3年が経過した時点で破棄するものとする。

第4章 けやきスタッフ

第11条 本会に次の役割をおく。

- | | |
|---------|------------|
| 1.会 長 | 1名 |
| 2.副 会 長 | 若干名(副校長含む) |
| 3.会 計 | 若干名 |
| 4.会計監査 | 若干名(教職員含む) |
| 5.企画 | 必要名 |

第12条 けやきスタッフの選出は次の方法による。

- 1.けやきスタッフ候補者は本人の承諾を得て選出し、けやき会議にて審議検討する。
- 2.けやき会議の検討結果を定期総会に報告し、総会の承認を得て選出する。
- 3.けやきスタッフの候補者選出は原則として学年末までに終える。

4.任期の途中で欠員が生じた場合は、随時補充する。

5.年度の途中で、必要があればけやきスタッフを追加選出する。

第13条 けやきスタッフの任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第14条 けやきスタッフは下記の職務を行う。

1.会長は本会を代表し、会務を統括し、けやき会議を招集する。

2.副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

3.会計は会計事務を行う。

4.会計監査は会計の監査をし、総会においてこれを報告する。

5.企画はPTA活動の内容を企画考案する。担当する活動について主担当となって運営にあたり、必要な場合はPTA会員に対してボランティアを募る。

第5章 会議

第15条 本会に下記の会議をおく。

1.定期総会

(1)年度始めに開き会務の報告・決算報告・予算・事業計画など重要事項を審議し承認する。

(2)けやきスタッフの選出報告及び承認、会則の改正その他の事項を審議し決定する。

2.臨時総会

けやき会議が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の要求があった場合、随時開かれる。

3.けやき会議(運営企画会議)

(1)本会のけやきスタッフを以って構成する。

(2)会務執行の運営機関となり、会長がこれを招集する。

第16条 すべての会議はその会の構成員の過半数の出席(委任状含む)を以って成立する。

第17条 すべての会議における審議事項は出席者の過半数の賛成によって決定する。

浅間竖川小学校 PTA 慶弔に関する内規

1. 浅間竖川小学校 PTA 会員（保護者・教職員）、児童に関する慶弔は次の内規による。

(1) 教職員の転出入の場合、勤続年数にかかわらず記念品を贈呈する。

(2) 慶弔

祝い金 なし

弔慰	①会員ならびに児童の死亡	10,000 円
	②顧問、元校長等の死亡	けやき会議にて協議
見舞金	①会員ならびに児童が不時の災害を受けた場合	けやき会議にて協議
表敬	①けやきスタッフに対しては任期終了時に記念品を贈る。	
	②特に功労のあった者に対してはけやき会議において協議する。	

2. 1以外の慶弔については、けやき会議にて協議の上で決定する。

浅間竖川小学校PTA部活動同好会規定

第1条 名称は浅間竖川小学校PTA部(同好会)と称する。

第2条 部活動及び同好会の目的は、会員相互の親睦を図り、各々の能力及び知識の向上を目指すこととする。

第3条 部活動は、下記の条件により成立する。

- 1.現役PTA会員のみで構成されていること。
- 2.現役PTA会員のみで大会に参加出来る人数であること。
- 3.定期的な活動をしていること。
- 4.PTA連合会主催大会があり、またそれに毎回参加していること。
- 5.同好会は、現役PTA会員が加入しているうえで、部活動としての条件以外は同好会とする。

ただし、部活動の条件を満たした場合は、定期総会にてPTA会員過半数以上の賛成によって部としての活動を認める。

第4条 部員(会員)名簿は毎年更新し、部長が作成したものを各部・各同好会及びけやき会議で保管する。

第5条 部員(会員)募集は、毎年5月頃、PTA会長・部長名で部員(会員)募集の手紙をPTA会員向けに発行する。

第6条 活動を行うため、PTA活動費より補助金の交付を受けることができる。

定期総会にて活動補助金の交付と交付金額承認後、所定の用紙にて申請し補助金を交付する。

PTA連合会主催大会に参加の場合は、大会参加費を別途請求できる。

対象は現PTA会員の部員(会員)とし、部は全額、同好会は一部補助金を支給する。

第7条 補助金は設立年度の交付はされず、次年度からの交付となり、年度途中で解散した場合は全額返金とする。

第8条 部の新設は、定期総会にてPTA会員過半数以上の賛成により成立とする。

浅間竖川小学校PTA 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 浅間竖川小学校PTA(以下、「PTA」)個人情報取扱規約は、PTAが保有する個人情報の適正な取り扱いと管理方法を定めることにより、PTA活動の円滑な運営を図るとともに、会員の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において取得した個人情報及び提供を受けた個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 PTAの個人情報規約は、総会資料、PTA広報等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とはPTA会員個人が特定される事項とする。

2 PTAは、「浅間竖川小学校PTA会則」(以下、「会則」)に定めるPTA活動を行うために、個人情報の利用目的を明示した上で、会員から適正な手段により取得する。

3 PTAは、会則に定めるPTA活動及び学校行事への協力のために、個人情報の利用目的を明示した上で、学校から適切な手段により取得する。

(個人情報の利用)

第5条 PTAは、個人情報の取得時に明示した目的の範囲内で個人情報を利用するものとする。

2 PTAは、個人情報の取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、本人に同意を得るものとする。

(個人情報の管理)

第6条 PTAにおける個人情報管理者は、会長とする。

2 PTAにおける個人情報の取扱者は、会長が指定する役員とする。

- 3 個人情報の管理者及び取扱者は、PTA活動を行う上で知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 4 取得した個人情報は、管理者または取扱者が施錠できる場所で管理する。電子機器及び電子媒体に保管されている場合も同様とする。
- 5 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう、裁断等により速やかに破棄するものとする。

(個人情報の第三者提供の制限)

第7条 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の開示、訂正、破棄)

第8条 個人情報の開示、訂正、破棄、利用停止を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し出るものとする。

(規約の変更)

第9条 この規約は、PTAの定期総会または臨時総会において、出席者の3分の2以上(委任状含む)の同意を得て改正することができる。

(会則改定履歴)

1. 本会則は平成12年5月20日より施行する。
2. 平成13年4月27日より一部改正施行する。
3. 平成17年4月22日より一部改正施行する。
4. 平成18年4月28日より一部改正施行する。
5. 平成19年4月1日より一部改正施行する。
6. 平成21年5月8日より一部改正施行する。
7. 平成26年5月2日より一部改正施行する。
8. 平成28年5月6日より一部改正施行する。
9. 平成29年5月2日より一部改正施行する。
10. 平成30年5月8日より「江東区立浅間竖川小学校PTA個人情報取扱規約」を制定施行する。
11. 令和元年5月10日より一部改正施行する。
12. 令和5年4月1日より改定し施行する。